

平成 20 年 5 月 23 日（金曜日）経済産業委員会

牧委員 さて、特商法、割賦販売法に話を移したいと思います。

そもそも、特商法で扱われるというのは、何か世の中で後ろめたい商売をしているかのような印象を抱く方もいらっしゃると思うんですけれども、そういう懸念があるということは、言っても差し支えないのかなと。善意の消費者の弱みにつけ込んで不当な利益を得ようとする者をきちっと規制しなければならない、そのための法律だというふうに私は理解をさせていただいております。

その中で、特に経産省の行政としては、これは社会の変化とともに新手法の商法が出現するわけですから、常にイタチごっこのようなことを繰り返さなければならないということも、これは一方で私もよく理解ができます。ただ、立法に当たっては、やはり現象面だけにとらわれずに、せっかくこういう審議の時間もございますから、その本質にきちっと迫ることも必要じゃないかなと私は思っております。

いろいろな商売のやり方があると思いますけれども、例えば、私が高校時代に古文で習った今昔物語だとか宇治拾遺物語の説話の中にも、ちょっと出典ははっきり覚えていませんけれども、都で魚の行商をする人がいて、大変おいしい魚だといって評判で飛ぶようによく売れた、ところが後になったらそれが蛇の肉だったことがわかったというようなお話がどこかにあったような記憶が私あるんですけれども、まさにこれなんかは、食品偽装の話が当時からあったのかなと思うわけです。商売というのは、いろいろ新手法の商売というけれども、人間の本质は変わらないわけで、いろいろなところにもそういったことは見出せるんじゃないかなと思っております。

宇治拾遺の中にわらしべ長者の話がありますね。天のお告げで、とにかく最初につかんだものを持っていると。転んで、わらしべをつかんだ。それを持って歩いていたら、そのわらにアブがとまって、それをそのまま持って歩いていたら、子供を連れのお母さんが来て、子供があれを欲しいというので、持っていたミカンと交換したんですね。今度、ミカンを持って歩いていたら、のどが渴いた人が来て、この私の布と交換してくださいと。その布を持って歩いていたら、今度馬と交換するのかな。最後、大きな屋敷を手に入れるわけです。

これも、いろいろなことがそこから読み取れるわけで、天のお告げに素直に忠実に従った人間が最後は長者になったという単純な理解もあるでしょうし、もう一つ、私がこの話を見て思ったのは、そのときのニーズに合ったものであれば、仮に交換する価値がかなり

アンバランスなものであっても、相手のニーズにマッチしたものであれば相当高く売れるという真実もこの話の中には隠されているんじゃないかなと。商売の極意というか、相手のニーズにマッチすれば必ず高く売れる、これが本質だと私は思います。

認知症の人をだますとか、あるいは相手の不安をあおり立てる、これはある意味詐欺に通じる話かもしれませんが、ただ、極めて際どい話というか、ぎりぎりのところの話というのもあるんですね。

それは、例えばの話、ちょっと私もいろいろ思い描いて列挙したんです。例えば、定年退職したばかりの人。私の父はもう既に他界しましたがけれども、会社を定年になったその瞬間に、骨とう品屋さんやいろいろな人が来て、退職金をもらったでしょう、記念にこの掛け軸はいかがですか、そういう人が来たのを覚えています。一、二点買ったと思います。そういうことにけちをつけるのも余りあれなので、黙って見ておりましたけれども。

そういう人ですとか、例えばお金は持っているけれどもアカデミックなバックグラウンドがない人。こういう人は、何か学位が欲しいとか資格が取りたいとか、そういうニーズがある人もいっぱいいると思います。それから、結婚したいけれども異性と縁のない人とか、いろいろあると思うんですね。健康上の不安を抱えている人、あるいは既に健康を害している人。また、例えば自分の容姿にコンプレックスを持っている人ですとか、あとは老後の心配がある人。これは今、国民の大多数かもしれませんが、こういった、相手のニーズを考えて商売をすれば、かなりの確率でうまくいく。

無理やり相手のニーズをつくり上げる場合もあるかと思います。大臣、映画の「ペーパー・ムーン」という、昔あったのをごらんになっていないですか、なっていない。委員長、ごらんになりましたか、ごらんになっていないですか。

ライアン・オニールとテータム・オニールの親子が出演して、聖書を買って歩くんですね。新聞の死亡広告を見て、その家を訪ねていくんです。聖書に金箔で名前まで入れて、その家に行くと奥さんが出てきて、これは御主人から注文の聖書ですと。そうしたら、主人は亡くなりましたと言うんですね。ああ、そうですか、では、多分亡くなる前に奥様にとということで、こんな署名までありますよと。奥さんはもう感激して、それは買わせていただくと、高いお金で買うわけですね。映画の中にそういう話があったわけです。

それなんかは、まさにピンポイントで行くわけですね。本人がそれにいい思い出だけを持ったままでいれば、それは別に詐欺といってもそんなに悪質とは言えないと思うんですけども、まさにピンポイントで相手を攻めることができればいろいろな商売が成り立つ。

そういう一般論から、やはり名簿というのが非常に重要なキーワードになってくると思います。

個人情報保護法の話にここでちょっと言及したいと思うんです。

今回の消費者保護の観点というのは、そういったこととはまた別次元の話だと思います。事が起こってしまった後でどういう救済ができるかということにやや重きが置かれていると思うんですけれども、個人情報の保護という観点から消費者保護をどう考えるか、そういう視点から、ちょっと大臣の所見をお述べいただければと思います。

甘利国務大臣 いろいろとおもしろい例えを興味深く拝聴させていただきました。最初につかんだわらが最後は家屋敷に変わるというわらしべ長者、今ならさしずめ、税務署が飛んできて、すぐ税金を払えと言うんだと思いますけれども。

名簿ビジネスが映画にもなったということではありますが、私ども経済産業省が立入検査をやった案件でも、悪質業者の事務所に、高齢者でひとり暮らしの人のリストとか、あるいは過去にそういう被害に遭った、同業他社と契約をした者のリストなんというのが発見されることがあります。悪徳業者、悪質業者に言わせると、カモリストなんというふうに呼んでいるようであります。

被害者になりやすい消費者のリストが悪質事業者の間で利用されているという状況については、個人情報保護法に抵触する場合もあると思います。もちろん、問題があるというふうに認識をいたしております。

ただ一方で、顧客情報の収集、利用について単純に規制を強化するとなると、今度は、健全な事業者が健全な事業活動としてやっておる部分について一律に同列規制がかかる、健全な事業者の事業活動を制限するというおそれも一方である、副作用もあるということでもあります。

事業者間における個人情報の活用というものをどういうふうに管理していくべきか、これはなかなか難しい問題であります。一方で、消費者の被害の防止のために個人情報の保護が必要だという観点とあるわけではありますが、この両方に対してどうあるべきかという点をしっかり考えながら、我が省だけの問題ではないんですけれども、少しく勉強をしているところであります。

牧委員 確かに、大臣おっしゃるように、健全な業者の活動を阻害してはいけない、そ

ういう観点ももちろん必要でしょうし、大いにそこは深く勉強していただければと思いますし、我々も検討していきたいと思っております。

それに関連して、国民生活審議会の記事をちょっと読ませていただきました。これは今回、私も質問しようと思っておりますけれども、企業のダイレクトメールに関してです。今回、ダイレクトメールの件は余り質問も出ておりませんでしたので、ちょっと各論に入って、そこら辺のところをお聞きしたいと思うんです。

方向性として、個人情報の取得源や取得方法の明記ですとか、あるいは利用目的の明確化も求め、DMへのこれらの事項の明記がルール化される可能性があるという報道もありまして、私はその方向性は間違っていないと思うんですけれども、これは内閣府の方からお答えいただければいいんですかね、そういう方向性でよろしいのでしょうか。

竹林政府参考人 お答え申し上げます。

委員御指摘のとおり、国民生活審議会の個人情報保護部会で審議をしてきまして、個人情報保護法は平成十七年四月から施行されておまして、三年を目途に見直しをするということで検討している中で、閣議決定で個人情報に関する基本方針の一部変更というのを先般行わせていただきました。

その中におきまして、法律上の個人情報保護取扱事業者に係る義務プラス民間事業者におきまして先進的な取り組みということで、法律の義務規定以上のいろいろな取り組みをされている、そういうようないい例につきましては、今後も民間事業者の自主的な取り組みをやっていただく。

そういうことで、この基本方針の中におきまして、いわゆるダイレクトメールなどの利用停止等につきましても、本人の求めがあったときに民間事業者が自主的にそういう差し止めをするとか、そういうことは非常にいいことだということで、そういう記事の中身を今回の閣議決定であります基本方針の一部変更の中に書き込ませていただきました。

これに基づきまして、実際、各省庁それぞれガイドラインというものをつくることになっておまして、その中で、個別の業種態様の中では、それに応じた形で適切な記述をすることによりまして、各民間事業者の取り扱いが有効にいくように努めていく、そういう形で閣議決定の変更をさせていただいたところでございます。

牧委員 つまり、審議会の報道については、そこからはややトーンダウンしているわけ

ですね、閣議決定については、私は、あえてトーンダウンと言わせていただきます。これは皆さんがきちっと自主的にそういうことに対応してくれば、ここでこんな議論をする必要もないんでしょうけれども、やはり悪質な業者がいるからこそ私どももこういう質問をさせていただいているわけですし、そこら辺のところをこの際しっかり考えていかなきゃいけないなというふうに私は思っております。

基本的な質問をぼんぼんとしますので、簡単に答えていただきたいんです。

まず、通販を目的とした印刷媒体についてですけれども、これが一方的に送りつけられるということ自体は、そもそも違法なのか違法じゃないのか、いかがでしょうか。

新藤副大臣 今回の特商法におきましては、意に反する取引に引き込まれやすい、そういう意味において、広告メールはオプトイン規制をかけるということで禁止をしたわけでございます。一方で、お尋ねの通信販売関係の情報誌、こういったものは一方的に郵送することを禁止するという規定は設けられておりません。ですから、違反にはなっていないわけです。

それで、今お話もありましたが、商品の販売条件だとかサービスの提供条件、要するに金額、支払い条件、支払い方法、そういったものを、広告する場合に表示しなさいという規制はありまして、その違反事業者に対しては行政処分等をしているということもございます。

今のところ、違反ではない、こういうことでございます。

牧委員 それでは、もう一つ聞きます。

新聞や雑誌の広告の内容が一般的な広告と通販の場合とあると思うんです。この場合、例えば広告の内容が通販だった場合でも、別にこれは新聞の広告だということで通販紙というような言い方はしないと思うんですけれども、例えば記事と広告のスペースの割合で何らかのカテゴリー化がされているのかされていないのかということをお聞かせください。

橘高政府参考人 お答え申し上げます。

現在の特定商取引法におきましては、今お示しのような、例えば新聞等の紙面におきまして通信販売などの広告部分がありました場合に、その広告の大小、スペースの量にかか

わりませず、それらの商品の販売条件とかあるいはそこで広告されているサービスの提供条件などについて、あくまでもすべからく特定商取引法の表示規制がかかっております。

ただ、端的に、お尋ねでございましたスペースの比率によって何か取り扱いが変わったりしているかという意味におきましては、特段の基準は特定商取引法上はございません。

牧委員 わかりました。特商法としてはそういうことですね。

スペースが問題になってくるのはむしろ、これを第三種郵便で郵送するときの第三種がとれるかとれないか、その要件にかかわってくる話だと思いますけれども、第三種郵便における広告と記事の比率というのはありますね、広告は五〇%以下という。

広告の中で、一般的な広告とあるいは通販との区別というのが第三種郵便の要件の中にあるかないか、教えてください。

伊東参考人 お答えいたします。

先生御指摘の第三種郵便物に関しましては幾つかの条件があるわけですが、広告につきまして五〇%以下であるというのが一つの条件になっております。その場合の、広告の内容に触れるような形での条件は、私どもつけておりません。したがって、一般的な広告か通販に係る広告かによる区別はしておりません。

以上でございます。

牧委員 内容については一切関知しないというお話です。

委員の皆様のお手元にも料金表みたいなものをお配り申し上げますけれども、第三種の郵便料金、とりわけ障害者団体等が発行するものについては極めて低料になっております。その料金体系については資料をごらんのとおりでございます。

この低料の要件、障害者団体が発行するものということなんでしょうけれども、この郵便物についてはどういうふうにチェックをされているんですか。

伊東参考人 お答え申し上げます。

第三種郵便物、先ほど申し上げましたような広告とかさまざまな条件があるわけですが

れども、その検査のために、第三種郵便物の承認をいたしました定期刊行物は、発行の都度、二部提出をしていただくことにしております。したがって、それを見まして、定期刊行物への記載事項、題号とか発行年月日とか、何年何月何日第三種郵便の承認の文字がちゃんとあるとかないとか、そういう形式的な要件はその都度チェックすると同時に、毎年一回定期調査を行いまして、承認条件のうち、これは発行部数などもあるわけですし、また有料発売部数の割合もございまして、そういったものにつきまして、条件を満たしているかどうかの確認を行っているところでございます。

牧委員 私は、これからお話ししますが、本当にきちっと確認をしているのかどうか、特に、普通の第三種もそうですけれども、障害者団体等の一部八円なんというただみたいな値段で送っているものについて、本当にその団体がきちっとした活動の一環として機関紙なり広報なりするための新聞媒体なのかどうか、そこら辺もきちっと調べてもらいたいと思うんですね。

調べていないということをあえて例示させていただきたいと思うんですけれども、きょう理事会で、これを全体に回すのは差し控えてくれというお話でございましたので、まず大臣にちょっとごらんいただいて。

これは三通サンプルがございまして、皆様にはこの席からごらんいただくしかないんですけれども、一番外側が、これは封筒です、封筒を切ったものですね。中をあけると、差出人は、三つともそれぞれ違うんですけれども、社会福祉支援団体となっております。あくまでも建前は、障害者の皆さんを支援する、そのための機関紙を郵送するという建前になっております。

これが本紙ですね。これと全く同じ大きさのものが中に入っておりますから、同じ大きさでともに見開き四ページなので、これで広告のスペースが五〇%以下ということです。こっちが本紙で、こっちが広告です。この広告の中身は、私もちょっと恥ずかしくて申し上げにくいような中身になっております。いわゆるアダルトグッズというんですかね、余り議事録には残したくないんですけれども、こういったものが入っている。男性向けのものと女性向けのものが入っている。

さらに、封筒そのものは規制外なので、封筒の中にも、封筒を切ってあけると、中にもこのような広告が入っているわけですね。これはすべて通信販売の広告です。中には、水晶玉みたいなものもあって、どこかに入っていました、この水晶玉を家に置いておくと間違いなく一億円から三億円たまるということが書いてございます。

社会福祉の名をかりてこういう商売も横行しているのかなと思うんですけれども、厚労

省はこの実態について御存じですか。

中村政府参考人 お答えいたします。

低料第三種郵便の適用を受けるに当たりましては、心身障害者団体であることなどの証明が必要となりますが、この証明につきまして、全国的組織団体につきましては厚生労働省におきまして、その他の団体につきましてはその団体の主たる事務所が所在する都道府県等において行っているところでございます。

直近の厚生労働省が行った証明の状況を見ますと、平成十八年度、十九年度、それぞれ二件ずつとなっております。

御質問のありました障害者の団体が行っている御指摘のありましたような実態につきましては、厚生労働省としては把握しておりません。

牧委員 把握していないということでありますけれども、一方では、結局、こういった印刷媒体に、うちの名前を使えば安く送れるよということで社会福祉団体が名義貸しをして、それに乗っかって業者がこういったダイレクトメールを発送するというのが実態であります。中には、その団体がきちっとその活動を維持するための資金も必要ですから、印刷物を出せば印刷代もかかるし郵送代もかかるから、一定の広告を紙面に入れるというのは私はあっても当然だと思いますけれども、これは完全に本末転倒ですね。

しかも、手紙が私のところにも来ております。こういったものが全く身に覚えがないのに届いた、日本郵政株式会社にどういことですかと質問状を送ったけれども、それに対して何の回答もないという手紙も私は持っております。時間の都合できょうは割愛をしますけれども、つまりは、障害者団体にかかわりを持っていない、全く関係ない人のところにこういうものが届いているという実態がございます。

日本の郵便の採算ラインが、一通幾らで出せば採算ラインなのかはきょうは聞きませんが、いずれにしても、一通八円で送ったらこれは赤字に決まっていますよね、こんなことばかりやって。

大体、低料のものというのは、年間どれぐらい配達量があるんですか。

伊東参考人 お答えいたします。

三種そのものの全体につきましては、平成十八年度で五億九千万通でございます。先生御指摘の、そのうちの低料三種、心身障害者用の団体がお出しになるものにつきましては、

平成十八年度で一億二千八百九十万通ほどでございます。

牧委員 一億二千万通、これは低料で出ているんですよ。きちっとしたものの内訳はわかりませんが、これはちゃんと調査してくださいよ。郵政が民営化されて、一体何をやっているんだという話ですよ。株主は形式的には財務大臣かもしれないけれども、国民が株主みたいなものでしょう。

今の話で、では、逸失利益はどれだけあるんだと株主総会で言われたら、何と答えるんですか。本題とは話がそれましたけれども、そこら辺のところは、結局、悪徳商法の温床になっているということを、時間がないのでこれ以上言いませんけれども、きょうは指摘をさせていただいて、それは総務省も含めてきちっと検討してください。厚労省にも責任はあると私は思います。そこら辺のところをきちっとやってください。

時間が過ぎてしまったので、きょうは文科省からも私学部長においでいただいて、一問だけ聞く予定でしたけれども、申しわけないが、また次の機会にさせていただきたいと思います。

きょうの質問はこれで終わらせていただきます。ありがとうございました。